

令和4年度要約筆記者養成講座受講者募集のお知らせ

～社会福祉事業の担い手として資格を取得してみませんか～

主催：山口県聴覚障害者情報センター

要約筆記とは、聞こえない、聞こえにくい人にその場で話された内容を聞きながら、要約し、文字にして、内容を伝える通訳方法の1つです。手書き又はパソコンを使って文字にする2つの方法があります。病院や会議、講演会等で、聴覚障害者と聴覚障害のない者との意思伝達の仲介を行います。山口県では、約210,000の方がきこえの悩みを持っているとのデータがあります。聴覚障害者や高齢社会できこえの悩みを持っておられる方にも役立ちます。

要約筆記者の養成は、厚生労働省の定めるカリキュラムに基づいて実施され、修了者には試験が行われ、合格した方には、山口県の発行する要約筆記者証が与えられます。

- 開催日時：令和4年6月19日（日）～12月11日（日）10：00～17：00
毎週日曜日（全24回・共通42時間、手書き45時間、パソコン45時間）
ただし、8月14日、11月6日を除きます。
- 会場：山口県聴覚障害者情報センター（山口市鑄銭司南原2364-1）他
- 受講対象者
 - 山口県内在住者で要約筆記による聴覚障害者等のコミュニケーション技術の習得に熱意のある方。
 - 山口県要約筆記者証所持者であっても未取得の手書きまたはパソコン受講を希望される方。※パソコン希望の方は、ノートパソコン（Windows8以上）及びLANケーブルを準備してください。
- 定員：20名程度
- 受講料：無料（但し、テキスト代として3,670円。）
- 募集締切：令和4年6月6日（月）必着
- 申込方法
所定の申込書と返信用封筒（長形3号の封筒に94円切手を貼付し、宛名に住所・氏名を記入すること。）を同封の上、郵送にて申込んでください。
- 受講決定：講座開始1週間前までに郵送にてお知らせします。
- 申込先・問い合わせ先
山口県聴覚障害者情報センター 〒747-1221 山口市鑄銭司南原2364-1
TEL083-985-0611・FAX083-985-0613 lookym33@c-able.ne.jp
担当：隅田弘美（聴覚障害者）

